

<利用規約>

佐賀バルナーズ公式ファンクラブ BALNISTA 会員規約

■第1条（会員規約）

1. 「佐賀バルナーズ公式ファンクラブ BALNISTA 会員規約」（以下「本規約」といいます）は、株式会社佐賀バルナーズ（以下「当社」といいます）が運営する「佐賀バルナーズ公式ファンクラブ BALNISTA」（以下「本クラブ」といいます）が提供するサービスを受ける会員に適用されます。
2. 当社は、本規約を変更する旨及び変更後の内容並びに効力発生時期を当会のオフィシャルウェブサイトに掲載して周知することにより、予告なく本規約を変更することができ、以降は変更後の本規約が適用されるものとします。

■第2条（会員）

1. 本規約において「会員」とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を承認した個人とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において18歳未満の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。

■第3条（入会の承認および取消）

1. 当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合には承認しないものとします。入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2) 入会申込者が実在しない場合又は実在が疑われる場合
 - (3) 第三者へのチケット転売または譲渡を目的とした申込みが疑われる場合
 - (4) 入会申込者が第11条に定める反社会的勢力等に該当していると認める場合
又はその疑いが認められる場合
 - (5) 過去に本規約に違反した場合

- (6) その他、会員として不適切であると当社が判断した場合
2. 当社は、入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当していることが判明した場合、承認を取消することができるものとします。

■第4条（会員証）

1. 当社が第2条及び第3条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員番号を表示した会員証を発行し、これを会員に提供します。
2. 会員証は、会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第20条記載の「佐賀ブルーナーズファンクラブ担当」宛てに連絡するものとします。
4. 前項の会員証の紛失、盗難に伴い会員が希望する場合には、再発行手数料1,000円を会員に負担いただくことにより当社は会員証を再発行いたします。

■第5条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく本クラブの会員としての地位を、他の会員を含む第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

■第6条（有効期間）

会員資格の有効期間は、当社が入会を認めた日（入会日）から翌年6月30日までとします。

■第7条（年会費等）

1. 第6条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
2. 会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
3. 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
4. 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
5. 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担と

します。

6. 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要な費用を別途負担するものとします。

■第8条（会員の義務）

1. 会員は、第2条の入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により「佐賀バルーンズファンクラブ担当」に届け出ることとします。また、Bリーグのマイページから変更を行うこととします。
2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。
3. 婚姻などによる姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は入会時の届出内容である氏名を変更する事はできないものとします。
4. 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
5. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

■第9条（営業活動の禁止）

会員は、本クラブ及びサービスを利用して営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはなりません。

■第10条（その他の禁止事項）

会員は次の各号の行為を行ってはなりません。

1. 本クラブ及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
2. 第三者になりすまして本クラブに入会する行為
3. 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
4. 特典等を第三者に販売する行為
5. 当社又は第三者を誹謗中傷する行為

6. 当社又は第三者に不利益を与える行為
7. 本クラブの運営を妨げるような行為
8. 申込書・申請書などの提出書類等において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
9. 二次流通サービス等で購入した特典品（クーポンやチケットを含む）を使用する行為
10. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
11. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

■第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. サービス提供者は、利用申込者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本サービスの利用の申込を拒否することができるものとします。
2. サービス提供者は、会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、かかる場合において、当該会員が付随サービスにかかる対価・費用を支払済みのときも、サービス提供者及び当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該会員は、会員資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

■第 12 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 会員が第 7 条に定めた支払をしない場合
 - (2) 入会の承認が取消された場合
 - (3) 会員が第 5 条、第 9 条及び第 10 条に定める禁止行為を行った場合、その他本規約に違反する行為をした場合
 - (4) 会員が死亡した場合
 - (5) B.LEAGUE 会員の会員登録の解除、アカウントの利用停止などの措置がとら

れた場合

(6) その他、当社が会員資格の喪失が相当と判断した場合

2. 前項に基づき会員が資格を喪失した場合、当社は、会員又はその相続人に対して年会費を返却しません。

■第 13 条（退会）

1. 会員は、当社所定の手続を行うことにより本クラブを退会することができます。会員が退会手続を行ったときは、手続完了の時点から本クラブの会員資格を失うものとして扱います。
2. 前項の場合、当社は、会員に対し年会費を返却しません。

■第 14 条（本クラブの終了）

1. 当社は、当社の裁量で本クラブを閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 当社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとして扱います。

■第 15 条（免責）

1. 当社は、本クラブおよび本サービスの利用に関し、会員又は第三者が被った損害についていかなる責任も負いません。
2. 当社は、当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が被った損害について、いかなる責任も負いません。
3. 本規約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとして扱います。この場合において会員に発生した損害が当社の債務不履行または不法行為に基づくときは、当社は、金 1 万円を上限として損害賠償責任を負うものとして扱います。ただし、当社に故意または重過失がある場合は除きます。

■第 16 条（損害賠償等）

1. 会員は、本クラブおよび本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとして扱います。
2. 会員は、本クラブおよび本サービスの利用に関し、当社に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。
3. 会員は、本クラブおよび本サービスの利用に関し、他の会員またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

4. 会員は、本クラブおよび本サービスの利用に関し、他の会員またはその他の第三者からクレームまたは請求を受けた場合および紛争が生じた場合、自己の責任と費用でこれを解決しなければならず、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 会員は、他の会員またはその他の第三者に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該会員等に対し、直接その旨を通知するものとし、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

■第 17 条（会員情報の取扱い）

1. 当社は、会員から個人情報を取得した場合には、当該個人情報を当社が別途定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。また、ポイントシステムのサービスを提供や発送業務等を行うため、第三者に対して会員の個人情報を提供する場合があります。
2. 本条の定めは、会員資格の有効期間の満了後又は終了後も、有効に存続するものとします。

■第 18 条（準拠法）

本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

■第 19 条（専属的合意管轄裁判所）

本規約及び本サービスの利用に関する一切の紛争は、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

■第 20 条（問合せ先）

本規約についてのお問合せは佐賀バルナーズファンクラブ担当（0952-37-3300）までお願いします。

附則

本規約は、2025 年 4 月 12 日より施行します。